

# 特定非営利活動法人ねこの手 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ねこの手と称す。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区東中野一丁目38番12号 コーポ光  
101に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
地域生活支援事業
- ④ ホームヘルパー養成事業
- ⑤ 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業
- ⑥ 福祉に関する権利擁護活動
- ⑦ 福祉に関する情報の提供事業
- ⑧ 障害者及び高齢者の自立支援に関する事業
- ⑨ 障害者及び高齢者の政策に関する提言事業
- ⑩ 福祉移送サービス事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人  
及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して入会し、総会において議決権を有しない

## 個人及び団体

### (入会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書に記載し理事長に提出して申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
  - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正当な理由なく年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
  - (4) 除名されたとき。

### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

### (入会金及び年会費の不返還)

- 第12条 既納の入会金、年会費は、返還しない。

## 第4章 役員

### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上8人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内で副理事長を置くことができる。

### (選任等)

- 第14条 理事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
  - 3 監事は、総会で選任する。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。また、監事は当法人

- 会員以外の者から委嘱できることとする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長又は理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議によりその者の役員としての業務執行権を一時停止させることができる。停止する期間は、次の総会までの必要とする期間とする。職務停止を決する場合は当該役員に弁明の機会を与えるものとする。さらに解任が必要と決した場合は、総会に解任を提案する。総会で議決をする際にも当該役員には弁明の機会を与える。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 会議

### (種別)

- 第 20 条 この法人の会議は総会及び理事会とする。  
2 総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

### (構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。  
2 理事会は、理事をもって構成する。  
3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (権能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散及び合併  
(3) 会員の除名  
(4) 事業報告及び決算  
(5) 事業計画及び予算並びにその変更  
(6) 入会金及び年会費の額  
(7) 役員の選任、解任、職務及び報酬  
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 42 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄  
(9) 解散における残余財産の帰属  
(10) 事務局の組織及び運営  
(11) その他運営に関する必要な事項  
2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。  
(1) 総会に付議すべき事項  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。  
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。  
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。  
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。  
3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めた場合。  
(2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。  
(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

- 第 24 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 3 号の場合を除き、理事長が

招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の5日前までに発して行わなければならない。
- 3 臨時総会について、理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的な方法をもって、開会日の7日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
- 5 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
  - 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 総会における正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 総会にやむをえない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び第36条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 6 理事会にやむをえない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第29条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または電磁的な方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
  - (3) 議長の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合は、その数を付記すること）
  - (2) 審議事項
  - (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 理事会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名又は電子署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 31 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び年会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 各種助成金
  - (5) 財産から生じる収益
  - (6) 事業に伴う収益
  - (7) その他の収益

(資産の区分)

- 第 32 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第 33 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第 35 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

- 第 36 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度ごとに総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び支出の変更は、総会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 39 条 【削除】

(予算の追加及び更正)

第 40 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第 42 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 43 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）、もしくはこの法人のホームページに掲載して行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局及び職員)

第 48 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。  
2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。  
3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 10 章 雜則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理 事 長 小高 恵子  
理 事 阿部 大樹  
理 事 中村 彰  
監 事 杉山 真和

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日

から平成 16 年 2 月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 12 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1) 運営委員=入会金 2000 円、年会費 2000 円  
(2) 正会員 = 入会金 2000 円、年会費 2000 円  
(3) 賛助会員=入会金 0 円、年会費 1 口 1000 円とし 1 口以上

附 則 この定款は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 この定款は、平成 24 年 6 月 16 日から施行する。

附 則 この定款は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。

附 則 この定款は、平成 25 年 11 月 8 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 元年 10 月 3 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 5 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

